

情報提供

那医発第 272 号
令和 8 年 7 月 16 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「健康保険証の有効期限終了に伴う今後の医療機関・薬局の受診時等の対応について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

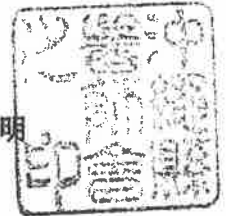
沖医発第 567 号

令和 8 年 7 月 7 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



健康保険証の有効期限終了に伴う今後の医療機関・薬局の受診時等の対応について

一般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、健康保険証の有効期限終了に伴う今後の医療機関・薬局の受診時等の対応についての通知となっております。

昨年 12 月 2 日に、全ての保険者において発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、現在、各医療機関においては、マイナ保険証による資格確認を基本とした運用を行っていただいているところです。

ただし、医療機関の窓口には、有効期限の切れた従来の健康保険証を引き続き持参される患者や、健康保険証の切り替えに伴い通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参される患者等が来院されることも想定されることから、令和 8 年 7 月末までの暫定的な対応として、上記のような患者が来院された際には、10 割の負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して 3 割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用として差し支えないものとされております。（令和 8 年 4 月 6 日付け沖医発第 18 号等にてご案内）

このたび、この暫定的な対応が 7 月末に期限を迎えることとなり、今後は期限切れの健康保険証のみを持参した場合については、従来、健康保険証を忘れた場合と同様の対応を行うことが基本となる旨の事務連絡が厚生労働省より発出されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 健康保険証の有効期限終了に伴う今後の医療機関・薬局の受診時等の対応について

（令和 8 年 7 月 2 日（日医発第 654 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 654 号（保険）
令和 8 年 7 月 2 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

健康保険証の有効期限終了に伴う今後の医療機関・薬局の受診時等の対応について

昨年 12 月 2 日に、全ての保険者において発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、現在、各医療機関においては、マイナ保険証による資格確認を基本とした運用を行っていただいているところです。

ただし、医療機関の窓口には、有効期限の切れた従来の健康保険証を引き続き持参される患者や、健康保険証の切り替えに伴い通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参される患者等が来院されることも想定されることから、令和 8 年 7 月末までの暫定的な対応として、上記のような患者が来院された際には、10 割の負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して 3 割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用として差し支えないものとされておりました。（令和 8 年 3 月 27 日付け日医発第 2086 号（保険）等にてご案内）

今般、この暫定的な対応が 7 月末に期限を迎えることとなり、今後は期限切れの健康保険証のみを持参した場合については、従来、健康保険証を忘れた場合と同様の対応を行うことが基本となる旨の事務連絡が厚生労働省より発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・健康保険証の有効期限終了に伴う今後の医療機関・薬局の受診時等の対応について（周知）
（令 8.7.1 事務連絡 厚生労働省保険局医療介護連携政策課）

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 1 日

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人日本保険薬局協会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

健康保険証の有効期限終了に伴う今後の医療機関・薬局の受診時等の対応について
(周知)

医療保険制度の円滑な運営と、オンライン資格確認の円滑な運用に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年12月2日に、全ての発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、医療機関・薬局の窓口では、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）による資格確認を基本とした運用となっております。

他方で、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまった患者等に対しては、本年7月末までの暫定的な対応として、医療機関・薬局において、必要な対応を行った上で、3割等の一定の負担割合を求めることとするとともに、次回以降はマイナ保険証か資格確認書の持参を呼びかける運用をお示ししているところです。

今般、この暫定的な対応が7月末に期限を迎えることとなり、今後は期限切れの健康保険証のみを持参した場合については、従来、健康保険証を忘れた場合と同様の対応を行うことが基本となります。

つきましては、医療機関や薬局でご活用いただけるようなリーフレット（別添1）や、マイナ保険証の利用登録状況等の確認の再周知も含めた、8月以降の取扱いに関する周知用のリーフレット（別添2）を別添のとおり作成しておりますので、貴会内での周知にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

医療機関・薬局の受付で使えるもの



マイナ保険証



「マイナンバーカード」をお持ちください。

※利用登録がまだの方や
登録済みか分からない方は
事前にご確認をお願いいたします。
マイナポータルで確認・登録が可能なほか、
医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー
でも登録が可能です。



資格確認書

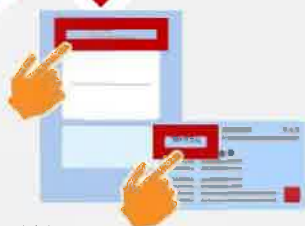


「資格確認書」と記載されているかご確認ください。

※保険者により大きさ・形・色などは
異なります。



従来の 健康保険証



「被保険者証」などと記載されています。
有効期限は終了しています。

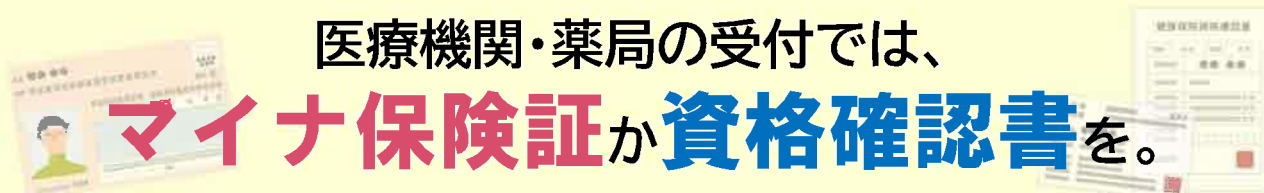
マイナ保険証か資格確認書をお持ちください。

※ 有効期限切れに気付かず持参した場合は利用可能としていましたが、
その対応も、2026年7月31日で終了です。

(令和8年6月時点)

従来の健康保険証は有効期限が終了しています。

※ 有効期限切れに気付かず持参した場合は、利用可能としていましたが、その対応も**2026年7月31日**で終了です。



マイナ保険証・資格確認書について



マイナ保険証 とは

- 健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードが、マイナ保険証です
※「マイナ保険証」という新たな証明書が交付されるわけではありません
- 利用登録状況はマイナポータルでご確認できます
- 資格確認書を使っているという方も、ぜひ切り替えをお願いします

マイナ保険証の基本的な情報をまとめたガイドはこちら



資格確認書 とは

- マイナ保険証の利用登録をしていない方などに、保険者から交付されます
- 「資格情報のお知らせ」とは異なるものですのでご注意ください
- 保険者により、大きさ・色・形・提供方法(カード・紙または電子)などは異なります
- ご利用前に、書類上部に「資格確認書」と記載されているかご確認ください

マイナ保険証のメリット



過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる

突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる

救急現場で、搬送中の適切な処置や搬送先の選定などに活用される

など

マイナ保険証の始め方

受診する際にマイナンバーカードをお持ちください

マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局にマイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。裏面を参照の上、利用登録状況を確認し、必要に応じて登録をお願いいたします。



マイナ保険証の利用登録状況と、 電子証明書の有効期限のご確認をお願いいたします！

マイナ保険証の利用登録状況の確認方法



1

- ・スマートフォン
 - ・マイナンバーカード
- を用意します



2

「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

3

「健康保険証」を押します

4

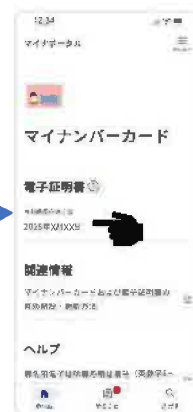
「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

「未登録」の方は、画面に表示される「登録」を
タップするとその場で登録完了できます！



あわせて確認！電子証明書の有効期限

- ・マイナンバーカードには、「ログインした者が、あなたであること」を証明するための電子証明書が搭載されています。
- ・電子証明書には、有効期限が設定されています(確認方法は右図参照)。有効期限通知書がお手元に届きましたら、お早めに更新をお願いします。
- ・なお、電子証明書の有効期限切れから3カ月間※は、引き続きマイナ保険証で受診できます。ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。
 - ※ 有効期限満了日が属する月の末日から3カ月間
 - ※ スマートフォンのマイナ保険証については、実物のマイナンバーカードの有効期限まで



よくある質問



2026年8月1日以降に、従来の健康保険証を持参した場合はどうなるの？



有効な保険資格とご本人であることの確認ができるもの(マイナ保険証等)を他にお持ちでなく、その場で保険資格等の確認ができない場合は、従来の健康保険証を忘れた場合と同様の対応が基本となります。受付職員の案内に従ってください。

マイナ保険証
についてのよくある
質問はこちら



0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分

マイナ保険証について
もっと知りたい方は
こちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare